

税制上の優遇措置

本学園へのご寄附は、確定申告することによって税制上の優遇措置を受けることができます。

所得税

寄附金の額（総所得金額等の40%を上限とする）から2,000円を引いた額を、課税所得から控除することができます。

(注)本学園は、寄附金の「所得控除」対象法人ではありますが「税額控除」対象法人ではありませんので、確定申告(e-Tax)の際の「寄附金の種類」は「上記以外の寄附金控除に該当する寄附金」を選択してください。

住民税

お住まいの都道府県・市区町村が、条例により本学園への寄附金を税額控除の対象としている場合、翌年の個人住民税（道府県民税・市町村民税）の税額控除を受けることができます。本学園への寄附金を税額控除の対象としているかどうかは各都道府県・市区町村によって異なりますのでお住まいの都道府県・市区町村にお問合せください。

例) 四日市市にお住まいの方の場合の税額控除額

- ・県民税（三重県） …… (寄附金額※ - 2,000円) × 4%
- ・市民税（四日市市） …… (寄附金額※ - 2,000円) × 6%

※年間総所得額等の30%が上限

所得税の確定申告時に「住民税に関する事項」欄に条例指定分として申告することで、改めて住民税の控除申請をする必要が無くなります。

※新入生（の保護者様）からの寄付金は、入学願書受付から入学年の12月までの間は、税法上「入学に関する寄付金」とみなされ、寄附金控除の対象となりませんので、ご了承ください。